



作成日 2010/07/15
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	SBシーラー(GHS)
製品コード	CE-F02-1361
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系 腎臓 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H331 吸入すると有毒
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、腎臓、中枢神経系の障害
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
トルエン	30%	C7H8	(3)-2	公表	108-88-3
キシレン(異性体混合物)	4.1%	C8H10	(3)-3	公表	1330-20-7
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.3%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	公表	108-67-8
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.9%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	公表	95-63-6
水素脱硫重質ナフサ	<10%	不明			64742-82-1
酢酸エチル	10~20%	CH3COOC2H5	(2)-726	公表	141-78-6
トリレンジイソシアネート	0.8%	不明	(3)-2214	公表	26471-62-5
エチルベンゼン	3.4%	C8H10	(3)-28,(3)-60	公表	100-41-4

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70)
キシレン(法令指定番号:136)
トリメチルベンゼン(法令指定番号:404)
トリレンジイソシアネート(法令指定番号:405)
トルエン(法令指定番号:407)
酢酸エチル(法令指定番号:177)
灯油(法令指定番号:380)
エチルベンゼン(法令指定番号:53)
キシレン(法令指定番号:80)
トルエン(法令指定番号:300)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに医師に連絡すること。

付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。

溶剤、シンナーを使用してはならない。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受ける。

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合	<p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の中すべてに水が行き届くように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>嘔吐物を飲み込ませてはならない。 医師の指示のない場合は、吐かせてはならない。 負傷者を安静にし直ちに医師の診察を受ける。</p>
応急措置をする者の保護	<p>救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。</p>
医師に対する特別な注意事項	<p>適切な換気を確保する。 特別な処置が必要である。</p>
5. 火災時の措置	
消火剤 特有の消火方法	<p>泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却す 消火作業は、可能な限り風上から行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。</p>
消火を行う者の保護	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	<p>作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。</p>
環境に対する注意事項	<p>河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p>
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	<p>付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する事。 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。</p>
二次災害の防止策	<p>消火用器材を準備する。 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策
	<p>粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。 熱/花火/裸火/高温などの着火源から遠ざける。 禁煙。 容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用する。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気対策を講ずる。</p>
	安全取扱注意事項
	<p>すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 指定された個人用保護具を使用すること</p>
保管	安全な保管条件
	<p>換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉して保管すること。 冷所に保管し、日光を遮断すること。</p>
	安全な容器包装材
	<p>施錠して保管すること。 最初の容器内でのみ保管すること。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20ppm
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)(全異性体およびその混合物)	TWA 100ppm, STEL 150ppm
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 25ppm
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 25ppm
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m ³)	TWA 400ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm	0.005ppm(0.035mg/m ³)	未設定
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20ppm

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

呼吸器保護具を着用すること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态
形状
色

液体
液体
無色透明
刺激臭
データなし
データなし
データなし
110.6°C

臭い

臭いのしきい(閾)値

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

蒸発速度

燃焼性(固体、気体)

燃焼又は爆発範囲

下限
上限

4°C (セタ密閉式)
データなし
データなし
1.27vol%
7.0vol%
10Pa (20°C)
データなし
0.8-1.0g/cm³
水に不溶
データなし
480°C
データなし
データなし
データなし

蒸気圧

蒸気密度

比重(密度)

溶解度

n-オクタノール/水分配

係数

自然発火温度

分解温度

粘度(粘性率)

動粘性率

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

危険有害な分解生成物

情報なし
安定である。
データなし
データなし
データなし

11. 有害性情報

トルエンとして

急性毒性(経口)

ラットLD50=4,800 mg/kg

急性毒性(経皮)	ラットLD50=12,000 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLC50=28.1 mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:中等度 (moderate) の皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ:軽度の眼刺激性(7日間で回復)
呼吸器感受性	呼吸器感受性:データなし
皮膚感受性	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
生殖細胞変異原性	呼吸器感受性:データなし
	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
	経世代変異原性試験(優性致死試験):陰性
	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験):陰性
発がん性	IARC:グループ3、ACGIH:A4、EPA:D
生殖毒性	EU分類 CLP:Repr. 2, DSD:Repr. Cat. 3; R63
	ヒトで自然流産の増加、新生児の発育異常・奇形などが報告されている。
	動物試験では、母動物に一般毒性のみみられない用量で、胎児への影響が認められている。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	EU分類 CLP:STOT SE 3, DSD:R67
	ヒトで吸入による中枢神経系の抑制が報告されている。
	実験動物では気道刺激性、麻酔作用が報告されている。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	EU分類 CLP:STOT RE 2, DSD:Xn; R48/20
	ヒトでは薬物依存性があり、中枢神経障害、腎臓、肝臓への影響が報告されている。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素であり、動粘性率は0.65 mm ² /s (25°C) (計算値)
キシレンとして	
急性毒性(経口)	ラットLD50=3,500 mg/kg
急性毒性(経皮)	EU分類 CLP:Acute Tox. 4, DSD:Xn; R21
急性毒性(吸入:蒸気)	EU分類 CLP:Acute Tox. 4, DSD:Xn; R20
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	EU分類 CLP:Skin irrit. 2, DSD:Xi; R38
性	
生殖細胞変異原性	in vivo 変異原性試験(小核試験・染色体異常試験):陰性
発がん性	IARC:グループ 3(ヒトに対する発がん性について分類できない)
	ACGIH:A4(ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質)
1,3,5-トリメチルベンゼンとして	
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	ラットLC50=24 mg/L(4時間、ミスト)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	中等度の刺激性(ウサギ)
性	
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	軽度の刺激性(ウサギ)
生殖細胞変異原性	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験):陰性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	実験動物において5,075-7,105 ppmでは鎮静作用が観察され、7,105-9,135 ppmでは反射の消失、中枢神経系の障害が報告されている。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素で動粘性率が1.336mm ² /s(20°C)
1,2,4-トリメチルベンゼンとして	
急性毒性(経口)	ラットLD50=5000mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50:>3160mg/kg

急性毒性(吸入:粉じん、
ミスト)
生殖細胞変異原性

ラットLC50=18mg/L(4時間)

マウスin vivo遺伝毒性試験(姉妹染色分体交換試験):高用量でのみ陽性
体細胞in vivo小核試験:陰性
ヒトで気道刺激性の報告がある。
マウスで立ち上がり反射の消失の報告がある。
実験動物で中枢神経系および肺への影響が報告されている。
経口投与した場合、肺に吸入されて化学肺炎を引き起こす疑いが報告されている。
推定動粘性率:1.15mm²/s

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)
特定標的臓器毒性(反復
ばく露)
吸引性呼吸器有害性

酢酸エチルとして

急性毒性(経口)

ラットLD50=10170 mg/kg

ウサギLD50=4934 mg/kg

急性毒性(経皮)

ウサギLD50=18000 mg/kg

急性毒性(吸入:蒸気)

ラットLCLo:>6000 ppm(22.5 mg/L)/6h(40 CFR Part 799(58 FR 40262))

ウサギ:わずかな刺激性(OECD404)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギ:中等度の刺激性(OECD405)

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感受性

モルモットMaximization試験:皮膚感受性なし(OECD406)

モルモットMaximization試験:皮膚感受性なし(OECD406)

皮膚感受性

Ames test:陰性(OECD471)

生殖細胞変異原性

In vitro Mammalian Chromosome Aberration Test:陰性(OECD473)

生殖毒性

ラット90日間反復吸入毒性試験(EPA OTS 798.2450):

NOAEL 350 ppm (1.28 mg/L)/day

生殖器への影響は認められていない。

ラットで麻酔作用が認められている。

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)

ラット90日間反復経口毒性試験(EPA OTS 795.2600):

NOAEL 900 mg/kg bw/day

ラット90日間反復吸入毒性試験(EPA OTS 798.2450):

NOAEL 350 ppm (1.28 mg/L)/day

特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

トリレンジイソシアネートとして

急性毒性(経口)

ラットLD50=3,332mg/kg

急性毒性(経皮)

ウサギLD50=10,000mg/kg

急性毒性(吸入:蒸気)

ラットLC50=26ppm/4h

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ウサギを用いた試験で皮膚の刺激性が報告されている。

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感受性

ウサギを用いた試験で眼の刺激性が報告されている。

呼吸器感受性:ヒトで感受性が報告されている。

皮膚感受性:ヒトで感受性が報告されている。

呼吸器感受性:ヒトで感受性が報告されている。

皮膚感受性:ヒトで感受性が報告されている。

皮膚感受性

体細胞 in vivo変異原性試験(小核試験):陰性

生殖細胞変異原性

ACGIH:A4、IARC:2B、産衛学会勧告:2B

発がん性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) エチルベンゼンとして 急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入:蒸気) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 生殖細胞変異原性 発がん性	気道刺激性が認められている。 ラットLD50=3,500 mg/kg ウサギLD50=15,400 mg/kg ラットLC50=17.2 mg/L/4h ウサギ:軽度の刺激性あり ウサギ:軽微から軽度な眼刺激性あり 体細胞in vivo 変異原性試験(小核試験):陰性(OECD 474) IARC:グループ 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) ACGIH:A3(動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明) Category 2, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2) Category 1, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 吸引性呼吸器有害性	魚類(ギンザケ)96h-LC50=5.5 mg/L 甲殻類(ニセネコゼミジンコ)48h-EC50=3.78 mg/L 急速分解性、log Kow=2.73 甲殻類(オオミジンコ)48時間LC50=6000 μg/L 生物蓄積性が低い(BCF=342)が急速分解性がない(BODによる分解度:0%点) オオミジンコ48h-EC50=6.14mg/L 急速分解性がない。
12. 環境影響情報 トルエンとして 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) 1,3,5-トリメチルベンゼンとして 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) 1,2,4-トリメチルベンゼンとして 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) 酢酸エチルとして 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) トリレンジイソシアネートとして 水生環境有害性(急性) 水生環境有害性(長期間) エチルベンゼンとして 水生環境有害性(長期間)	魚(Pimephales promelas)96h-LC50=230 mg/L (US EPA method E03-05) 甲殻類(Daphnia magna)24h-EC50=3090 mg/L (DIN 38412) 藻類(Scenedesmus subspicatus)72h NOEC:>100 mg/L(OECD 201) 易分解性 BCF=30(Freitag (1982) and Korte (1978)) 魚(Oncorhynchus mykiss)96h-LC50=133mg/L 甲殻類(Daphnia magna)48h-EC50=18.3mg/L 藻類(Chlorella vulgaris)96h-EC50=4,400mg/L 急速分解性がない(分解物のBODによる分解度:0%)。
水生環境有害性(長期間) エチルベンゼンとして 水生環境有害性(長期間)	甲殻類(Ceriodaphnia dubia)7d-NOEC:0.96 mg/L 易分解性。生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=3.15)。

13. 廃棄上の注意
 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報
 UN No. 1263
 Proper Shipping Class PAINT
 3
 Packing Group II
 Marine Pollutant Not applicable
 Transport in bulk according to MARPOL Not applicable
 73/78,Annex II ,and the IBC code

IMOの規定に従う。

航空規制情報
 UN No. 1263
 Proper Shipping Class PAINT
 3
 Packing Group II

ICAO/IATAの規定に従う。

国内規制

陸上規制 該当しない
 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 1263
 品名 塗料
 国連分類 3
 容器等級 II
 海洋汚染物質 非該当
 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。
 国連番号 1263
 品名 塗料
 国連分類 3
 等級 II

緊急時応急措置指針番号 128

15. 適用法令
 化審法
 労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
水質汚濁防止法	
消防法	
悪臭防止法	
大気汚染防止法	
海洋汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(平成14年度VOC排出に関する調査報告) 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。